

共通編

No.	大項目	中項目	小項目	質問	回答
1	事業全体	①事業区分すべて	応募条件	本事業に計画申請できるのは、どのような事業者か。	各事業区分によって計画申請できる事業者は異なる。詳しくは公募要領を確認すること。  ■観光地の販路拡大・マーケティング強化 地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光協会および観光事業者等 ※観光事業者等が単独で補助事業を実施することは不可 ■観光産業の収益・生産性向上 宿泊事業者 ■専門人材による伴走支援 地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光協会および観光事業者等
2	事業全体	①事業区分すべて	応募条件	本事業は候補DMOでも申請可能か。	可能。登録DMOに限らず、候補DMOでも申請可能である。
3	事業全体	①事業区分すべて	応募条件	同一の事業者（補助金の受給者）が、「観光地の販路拡大・マーケティング強化」と「観光産業の収益・生産性向上」、「専門人材による伴走支援」の複数の事業区分に申請することは可能か。	補助要件を満たす場合は申請可能である。ただし、同一の補助対象について、国費を財源とする他の補助金等を併用することは認められないので留意すること。
4	事業全体	①事業区分すべて	応募条件	他の補助金等との併用は可能か。	同一の補助対象について、国費を財源とする他の補助金等を併用することは認められない。ただし、補助対象が明確に異なる場合は、他の補助金等を併用することも可能である。詳しくは併用を検討している補助金事業等の実施者に確認すること。 地方公共団体が実施する補助金等についても、国費を財源とするものである場合、同一の補助対象について併用することはできない。ただし、地方公共団体が実施する補助金等が国費を財源とするものでなければ併用可能である。詳しくは併用を検討している補助金事業等を実施する地方公共団体に確認すること。
5	事業全体	①事業区分すべて	応募条件	「事業実施期間」とは何か。	交付決定から、補助事業の実施に係る発注先への支払い、実績報告までの期間を指す。
6	計画申請	①事業区分すべて	スケジュール	事業計画申請書類に不備があった場合、どのような対応となるか。	観光庁及び事務局での審査にあたって確認事項がある場合は、事務局から申請事業者に連絡のうえ、適宜、説明・修正を求めることがある。不備があった場合は採択結果通知までのスケジュールが後ろ倒しになる可能性があることに留意すること。
7	計画申請	①事業区分すべて	申請手続き	計画採択によって、補助金の交付が決定するののか。	事業計画の採択は補助金の交付を決定するものではない。事業計画審査では補助金交付の対象に資する事業であるかどうかを審査する。審査の結果、事業計画が採択された場合、その採択通知後に補助事業者が申請する交付申請の審査によって交付決定を行う。補助金額の確定は、事業完了後、実績報告の最終検査を通じて確定する。
8	計画申請	①事業区分すべて	提出書類	見積りを1者からしか取得できない場合、どのような手続きを要するか。	業者等選定理由書を作成・提出すること。任意様式を特設ウェブサイト上に掲載しているため、適宜活用すること。記載にあたっての必須事項は業務内容、選定業者名、選定理由である。
9	計画申請	①事業区分すべて	提出書類	見積りを2者から取得したところ、最安値の見積りよりも金額が高いが今回の事業に適していると考えられる見積りだった。この場合も、最安値の見積りを使用する必要があるか。	原則として同一条件での見積りを取得のうえ、最安値のものを採用すること。特定の事業者でなければならない場合は、その理由と根拠を基に相見積りの代わりに業者等選定理由書を作成・提出すること。
10	計画申請	①事業区分すべて	提出書類	見積書提出にあたっての留意点はあるか。	相見積り提出にあたっては、採用の可否がわかるよう、データ名や見積書余白部分に「採用」または「不採用」等の記載すること。 また、採用する見積書中に補助対象外経費や補助対象経費として申請するつもりのない経費が含まれている場合は、二重線で消す等、補助対象経費として申請しないことがわかるように示すこと。
11	計画申請	①事業区分すべて	審査結果	採択結果通知後、採否理由に関する問い合わせは可能か。	原則、採択結果に関する個別の問い合わせは受け付けない。
12	計画申請	①事業区分すべて	委託・外注先	販売事業者等に自社のグループ企業を選定しても問題ないか。	申請事業者と、設備及びサービス等の発注先事業者の代表者が同一である、または企業会計が同一である場合、当該設備及びサービス等の購入及び導入に係る経費は補助対象経費にならない。
13	計画申請	①事業区分すべて	委託・外注先	申請手続きを、コンサルタントに代行委託しても問題ないか	問題ない。ただし、代行委託費用は補助対象外経費となる。
14	計画申請	①事業区分すべて	消費税の扱い	補助金申請時に、消費税込みの金額が補助金対象となるか。	原則として、消費税は補助金の対象とならない。ただし、申請事業者が簡易課税事業者または免税対象事業者等の非課税事業者である場合は、消費税額を含めた形で交付申請を行う事ができる。詳細は公募要領を確認すること。

## 共通編

No.	大項目	中項目	小項目	質問	回答
15	計画申請	①事業区分すべて	消費税の扱い	消費税の課税事業者であり、補助金を税抜き価格で申請をしているが、消費税分の扱いはどうなるか。	確定申告によって還付対象となり得る。詳細は、各々で税理士等に相談すること。
16	計画申請	①事業区分すべて	補助対象経費	補助対象外経費に記載の「経常的な経費」とはどのようなものか。	通常業務を行うために継続して生じている経費のこと。
17	計画申請	①事業区分すべて	補助対象経費	交付決定前に事業に対する準備費用が社内で発生した場合、交付申請額に含めて補助金申請してもよいか。	交付決定前に発生した費用に関しては、全て補助対象外となる。
18	交付申請	①事業区分すべて	申請手続き	交付決定額が、計画申請額より減額となることはあるか。	事業計画で申請した額に補助対象外経費が含まれる等の理由により、交付決定額が計画申請額より減額となることがある。事業計画での申請額は、事業計画採択をもって交付額が確定するものではないので留意すること。
19	事業実施	①事業区分すべて	事業開始	交付決定通知の受領前に、委託先との契約締結を済ませて問題ないか。	交付決定前の発注・契約・支出行為は認められない。契約締結日や発注日等は必ず交付決定日以降とすること。
20	事業実施	①事業区分すべて	交付決定の変更等申請	「交付決定の変更等申請」は、どのような場合に必要か。	交付決定後、補助事業の目的に沿った範囲内で、やむを得ず補助事業の実施内容を変更する場合には、あらかじめ、交付決定の変更等の手続きを行うこと。また、当初の補助金額（交付決定通知の補助金の額）が減額となる場合にも、原則として交付決定の変更等の手続きが必要となる。交付決定の変更等の手続きを行わずに補助事業の実施内容を変更した場合、補助対象経費として認められない可能性がある。 なお、「変更後の補助金額」は、「当初の補助金額（交付決定通知の補助金の額）」を超えることはできない。
21	事業実施	①事業区分すべて	経費の支払い	設備及びサービス等の発注先事業者への経費の支払いについて、支払い方法の制限はあるか。	補助対象経費（発注先への支払い）は、原則として銀行振込に限る。例外的に現金またはクレジットカードでの支払いが認められる場合もあるが、金券および電子マネー等で支払った場合は、いかなる理由があっても補助対象経費として認められない。
22	事業実施	①事業区分すべて	補助金の支払い	補助金交付決定後、概算払してもらうことは可能か。	補助金は精算払となる。概算払はできない。